

令和2年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（案）

【環境関係】

1 地球温暖化対策の推進及び気候変動への適応対策について

- (1) 2030年度の温室効果ガス削減目標の確実な達成に向けて、国内における低炭素社会への取組を加速させるため、「地球温暖化対策計画」に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。
- (2) 気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済等への被害を最小化、迅速に回復できる社会の構築に向けて、気候変動に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化するなど「気候変動適応計画」を実効あるものとし、適応策を強力に推進すること。
あわせて、地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備、運営等について、国において十分な財源措置を講ずるとともに技術的援助の強化を図ること。
- (3) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率がいまだ低迷していることから、国は回収率向上のための施策を着実に推進すること。
また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、国は事業者向けのみならず、広く一般国民に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。
- (4) 自動車交通に起因するCO₂排出量の削減は、気候変動対策として極めて重要であることから、自動車からの環境負荷低減に関して、低公害車の普及を一層促進するとともに、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

2 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM2.5）については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、平成27年3月に微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方の中間取りまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたところである。
国民の健康への不安の解消を図る必要があることから、以下の対策を着実に実施すること。
・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の高度な解析を行い、総合的かつ広域的な対策を講ずること。

- ・大陸からの越境大気汚染に対しては、実効性のある対策が講じられるよう技術協力を強化すること。
- ・常時監視体制の整備のための都道府県の負担について、必要な支援を行うこと。
- ・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を定めること。
- ・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。

(2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

(3) 自動車NO_x・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM_{2.5})の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型SS認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。

3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

(1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

(2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。

- ・高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、法に定めるJESCOの各事業所の処分期間内で、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。また、JESCO北九州が担当していた区域(中国、四国、九州、沖縄)の高濃度PCB廃棄物のうち、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等については平成31年3月31日で特例処分期限日が終了したが、その後に存在が判明した廃棄物について、早期に処分できるよう具体的な対応策を示すこと。
- ・「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。特に、行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
- ・低濃度PCB廃棄物の処理について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図るとともに、正確な全体像を明らかにすること。また、期限内の処理を確実に行うため、処理費用等に対する助成制度を創設す

ること。

- ・さらに、使用中の低濃度P C B含有製品をはじめ法で明確に使用廃止期限が定められていないものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
- ・P C B廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

(3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。このため、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

(4) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点から、プラスチックごみの削減につながる取組の強化、プラスチックの3Rや再生可能資源への転換を図るとともに、使用済みのプラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。

また、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子廃棄物(E-Waste)の管理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

4 海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理等への支援制度については、十分な予算を確保するとともに国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合には、支援制度の上乗せ等の特別措置を講ずること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海洋ごみの回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を講ずること。

5 生物多様性保全対策等の推進について

(1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成及び第15回締約国会議（COP15）で採択予定の「ポスト2020目標」の検討に向け、「生物多様性国家戦略2012－2020」の見直しを行う際には、施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、希少な野生動植物の保護と外来種による被害防止に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

(2) 攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における予防的防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、国が主体となり、関係地方公共団体とより緊密な連絡調整の下、侵入予防、発見から防除について財政支援を含めた継続的な対策を講ずること。

(3) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生している中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保し、鳥獣管理の一層の促進や捕獲個体のジビエ等の利用拡大を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の一層の拡充や特別交付税措置、未然防止対策への支援など、なお一層の鳥獣捕獲対策の充実・強化を図ること。

6 アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、解体等工事に係るアスベストの事前調査の方法やレベル3のアスベスト含有建材の除去における飛散防止対策について検討を加えるとともに、アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成、石綿健康被害救済制度の充実など、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれることから、飛散性アスベストに限らず解体等工事が予定される建築物等のアスベストの有無についての事前調査やその除去等を行うための、建築物の所有者等に対する助成制度を創設するとともに、解体等工事のアスベスト調査者に資格要件を設けるな

ど、調査結果に対する信頼性の向上を図ること。

また、地方公共団体に対しては、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施や監視に要する費用に対する十分な財政措置を実施すること。

加えて、石綿健康被害救済制度の見直しが生じた場合、地方公共団体に費用負担を求めないこと。